

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間等について

出席停止期間＝「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

※発症した日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とする

※軽快…解熱剤を使用せず解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること

発症日	登園停止期間（基本）					6日目	7日目
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
発症	基本的な登園停止期間 (4日目までに症状が軽快している)					○ 登園可	○
発症	5日目に症状が軽快の場合、6日目も登園不可 (症状軽快後1日を経過するまで)						○ 登園可

【登園時について】

- ・出席再開に当たって医師の意見書・陰性証明等は必要ありません
出席停止期間終了後、登園時に保護者記入の登園届の提出をお願いします（裏面参照）
- ・発症後10日間は、ウイルスを排出しているといわれているため、10日間が経過するまでは2歳以上児については登園時のマスクの着用にご協力下さい

【その他】

- ・発熱（概ね37.5度以上）や感染症の疑いがあるときは、登園はお控えください
- ・発熱があった場合は解熱後24時間が経過するまでは自宅療養にご協力ください

新型コロナウイルス感染症登園申出書（経過報告書）

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第 19 条により、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日をを経過するまで」と規定されていることから、登園する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

（*記載に際しては裏面もご参照下さい）

クラス		園児名	
-----	--	-----	--

①受診医療機関名： _____

②発 症 日（又は検査日）： _____ 年 _____ 月 _____ 日（病気による熱等の症状が始まった日）

③診 断 日： _____ 年 _____ 月 _____ 日（医療機関で診断をされた日）

④症状の経過

	体温測定月日	測定時間：体温	呼吸器等症	備 考
発症日	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	発症後 5 日間は 解熱しても必ず お休みとなりま す。 ※詳しくは裏面 をご確認下さ い。
1 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
2 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
3 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
4 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
5 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
6 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
7 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
8 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
9 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	
10 日目	月 日	時 分： 度	有 ・ 無	

上記のとおり、発症日より 5 日（発症日を 0 日とする）を経過し、かつ呼吸器等症状が改善した後 1 日を経過いたしましたので、本日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者名： _____ ㊟